明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十二月九日

大阪市住之江区北加賀屋五丁目八番六号

有限会社丸宗石油

代表取締役　野村　太一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億四千七百万円、資本準備金の額を二十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　二五二頁（号外第一四六号）

平成二十六年十二月九日

大阪府東大阪市稲田上町一丁目一七番二〇号

株式会社大阪屋

代表取締役　大竹　深夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月九日

東京都港区西新橋一丁目六番二一号

株式会社マイクロメイツ

代表取締役　羽方　聡

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月九日

京都市南区東九条松田町二六番地

京都磨鋼材株式会社

代表取締役　村田　洋介

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年一月十二日です。

平成二十六年十二月九日

京都市南区東九条松田町二六番地

京都磨鋼材株式会社

代表取締役　村田　洋介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月九日

北九州市若松区赤島町二番三一号

大島建設株式会社

代表取締役　大島　國義

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式二千三百二十株を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年一月九日です。

平成二十六年十二月九日

大阪市北区本庄西三丁目九番三号

（甲）ニプロ株式会社

代表取締役社長　佐野　嘉彦

仙台市青葉区西花苑一丁目一六番一六号

（乙）株式会社細胞科学研究所

代表取締役社長　伊藤　丈洋

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目四一番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里一丁目五〇番六号

被相続人　亡　久保村昭夫

右被相続人は平成二十六年十月一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

埼玉県さいたま市浦和区木崎三―三―一六

相続財産管理人　久保村康史

限定承認公告

本籍岐阜県恵那市大井町二三〇番地、最後の住所東京都目黒区青葉台四丁目一番三―三〇二号パルテール目黒青葉台

被相続人　亡　佐藤　憲夫

右被相続人は平成二十六年六月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

東京都千代田区神田須田町一―五ディアマントビル一〇階

相続財産管理人岩﨑吉恵

右代理人弁護士　沢山英理子

限定承認公告

本籍奈良県北葛城郡上牧町米山台一丁目五九五番地一五六、最後の住所奈良県北葛城郡上牧町米山台三丁目四番一七号

被相続人　亡　是永　行夫

右被相続人は平成二十六年八月八日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月二日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

奈良県北葛城郡上牧町米山台三丁目四番一七号

相続財産管理人　是永　佳則

任意清算公告

当社は、平成二十六年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月九日

神奈川県藤沢市辻堂一丁目七番二六

合資会社ＢＬＵＥＦＩＳＨ

代表社員　関本　高英

任意清算公告

当社は、平成二十六年十月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月九日

愛知県江南市前飛保町西町二一三番地

柴山プラスチック合資会社

代表社員　柴山　高位

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一千七百万円減少し二十七億八千三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年一月十五日であり、社員総会の決議は平成二十六年十二月一日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十六日

掲載頁　二三四頁（号外第一四三号）

平成二十六年十二月九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＥＶＯ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

◉号外　十二月九日付第二七三号三調達第二三〇号三ページ
二ページ●同日付第二七四号六四ページ●同日付政府

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十月十六日公布総務省令第八十号（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
	四二		一六部分	部分で
	〃	〃	一九同じ。）	同じ。）で
	〃	〃	一八～一七（終りから）	改め、「又はその部分」を削り
	五一		一九及び㈥項ハ	「防火対象物又はその部分で」を「防火対象物で」に及びハ
平成二十六年十一月六日掲載の横浜家庭裁判所小田原支部に係る平成二十六年（家）第三〇一九号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
	一二	一二	二三日午前九日昭和	日午前日昭和
			27年7月22日	27年7月8日

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五一〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）